

8 監 査 第 120 号
令和 8 年 9 月 2 日

請求人
名古屋市天白区
太 田 敏 光 様

愛知県監査委員 今 田 幹 雄

同 小 川 淳

同 柏 木 勝 広

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和 8 年 7 月 13 日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和8年7月13日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同年8月6日に請求人が行った陳述により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県議会事務局長

2 請求の対象となる財務会計行為及び違法・不当である理由

令和7年度の政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）において、政務活動費に係る利息を収入として計上していない愛知県議会の会派及び議員がいる。発生した利息は計上する必要がある、また、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されているから、利息を計上していないのは違法・不当であり、当該利息相当額は愛知県に返還されるべきであるにもかかわらず、愛知県は返還請求を怠っている。

3 請求する措置

- (1) 令和7年度の政務活動費に係る利息を収入として計上していない愛知県議会の会派及び議員に対して利息相当額の返還を求めること。
- (2) 政務活動費が振り込まれる口座について、利息が付く口座を利用し、専用口座とすることを規則等に定めて義務化すること。

第2 監査委員の除斥

愛知県監査委員山本浩史及び中根義高は、法第199条の2の規定により除斥された。

第3 要件審査

本件住民監査請求が法第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

- 1 令和7年度の政務活動費に係る利息を収入として計上していない愛知県議会の会派及び議員に対して利息相当額の返還を求める部分（第1の3(1)）は、法第242条の要件に適合しているものと認め、適法な請求であると判断した。
- 2 政務活動費が振り込まれる口座について、利息が付く口座を利用し、専用口座とすることを規則等に定めて義務化することを求める部分（第1の3(2)）は、住民監査請求の対象となる「財務会計上の行為又は怠る事実」に該当しな

いことが明らかであるため、法第242条の要件を欠いた不適法な請求と判断せざるを得ない。

第4 監査の実施

上記第3の要件審査の結果を踏まえ、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

令和7年度の政務活動費に係る利息を収入として計上していない愛知県議会の会派及び議員に対する利息相当額の返還請求権の不行使

2 監査対象機関

愛知県議会事務局

第5 監査結果

1 認定した事実

(1) 政務活動費に係る法上の規定等について

法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定し、同条第15項は、「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録をもって議長に報告するものとする」と規定している。なお、政務活動費の制度については、最高裁判所平成25年1月25日判決において、「議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解される」ことが判示されている。

(2) 政務活動費に係る関係条例等について

愛知県において、政務活動費は、愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛知県条例第41号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定に基づいて交付されるものである。政務活動費の統一の運用基準として、政務活動費マニュアル（以下「マニュアル」という。）が定められている。マニュアルは、政務活動費の使途の透明性を確保するため、法第109条に規定する議会運営委員会に対する諮問及びその答申を経て、愛知県議会議長（以下「議長」という。）が定めたものである。

なお、本件住民監査請求に直ちにに関連するものではないが、マニュアルについては、愛知県議会の議員が、事務所の賃料に政務活動費を充てたことが

適法である等と主張した事案における令和7年3月26日名古屋地方裁判所判決において、「本件条例は、本件条例の施行に関し、必要な事項は議会の議長が定める旨を定めているところ（13条）、愛知県議会では、同条の規定を受けて、政務活動費を執行する場合の基本原則と、それに沿った経費項目ごとの活動・使途例示及び留意点等を示すものとして、本件マニュアルを定めているから、本件マニュアルは、本件条例の解釈の指針を示すものとして参考となるものといえる」ことが判示されている。

(3) 政務活動費に係る交付等の手続について

ア 知事による交付

条例第6条には、知事は、会派及び議員の当該年度分の交付の決定をしなければならない旨が規定されており、条例第7条第1項及び第2項には、交付の決定をされた会派の代表者及び議員は、毎月5日までに当月分の政務活動費を知事に請求し、請求を受けた知事は速やかに交付しなければならない旨が規定されている。条例第3条第1項及び第2項には、政務活動費の額は、議員一人当たり月額50万円とし、その額を会派に配分する額及び議員に配分する額に一律に区分するものと規定されている。

イ 議長への収支報告書等の提出

条例第9条第1項及び第4項には、会派の代表者及び議員は、前年度における収支報告書及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを毎年4月30日までに議長に提出しなければならない旨が規定されている。

なお、条例第9条第3項には、政務活動費の交付を受けた議会の議員が議員でなくなったときは、当該議員であった者又はその相続人は、当該年度の4月から当該議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、その翌月の末日までに議長に提出しなければならない旨が規定されている。

ウ 議会事務局による点検

議会事務局は、議長に提出された収支報告書及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しについて点検を行っている。

なお、当該点検においては、提出された書類の内容について、必要書類の欠落がないか、計算の誤りや書類間の記載事項の矛盾はないか、マニュアルに規定されている「充当が不適当な経費」に該当するものがないか等について確認を行っている。

エ 議長から知事への収支報告書の送付

愛知県議会における政務活動費の交付に関する規程（平成13年愛知県議会告示第1号）第5条には、議長は、会派の代表者及び議員から提出さ

れた収支報告書の写しを知事に送付するものと規定されている。

オ 返還

条例第10条には、知事は、会派及び議員が交付を受けた政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該会派及び議員に対し、当該残余の額に相当する額（以下「残余額」という。）の返還を命じることができる旨が規定されている。

なお、同条では「返還を命じることができる」と規定されており、必ずしも義務的なものにはなっていないが、議会事務局によれば、残余額が生じていれば必ず返還を命じているとのことであり、令和8年度においても、知事は収支報告書（令和7年度交付分）において残余額が生じていた会派及び議員の全てに対して返還を命じていた。

(4) マニュアルの規定等について

マニュアルには、「第5 会計処理」の「1 会計処理方法」の「(1)収入処理」に「政務活動費が振り込まれる銀行等の口座に利息等が付けば、その旨も政務活動費出納簿（様式1）に記載する」と規定されている。また、「1 会計処理方法」の「(2)執行処理」の「カ その他、以下の点に留意する必要がある」に、「(カ) 政務活動費が振り込まれる銀行等の口座は、利息の付かない口座又は政務活動費専用口座とする。なお、政務活動費専用口座とは、当該口座への入金、政務活動費の振込みに限られるものをいう」と規定されている。

次に、マニュアルの運用等について議会事務局に確認したところ、政務活動費が振り込まれる金融機関口座（以下「政務活動費口座」という。）において利息が付いている場合は、当該利息も収入額として収支報告書及び政務活動費出納簿（マニュアルの様式1）に記載し、支出額を差し引いた結果残余が発生したときには、利息相当分を合わせて県に返還することとなることであった。

また、少なくとも、マニュアルが初めて制定された平成20年3月24日時点において、利息が付いた場合に当該利息を収入額として政務活動費出納簿（様式1）に記載することがマニュアルに規定されていた。

なお、政務活動費の交付に当たっては、事故防止等の観点から銀行振込としているとのことであった。

(5) 利息収入の状況について

請求人が対象としている令和7年度の収支報告書を確認したところ、2会派及び議員61名（令和7年度の政務活動費の交付対象であったが、本件住民監査請求の請求日時時点で議員の身分を有していない者を含む。）（以下「対象議員等」という。）の収支報告書において、収入額が政務活動費交付額と

一致しており、利息収入は記載されていなかったことが確認された。

そこで、収支報告書に利息収入が記載されていなかった理由の正当性の有無について、議会事務局に監査を実施したところ、議会事務局において、対象議員等に対し、政務活動費口座の種類及び利息の発生の有無を確認していた。その結果、対象議員等のうち2会派及び議員56名の政務活動費口座の種類は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第51条の2第1項に規定する決済用預金であり、当該預金は無利息型の普通預金であることから、利息の発生余地はなかった。また、議員5名の政務活動費口座の種類は、利息の付される一般の普通預金であったが、政務活動費が入金された後速やかに出金されるなどして、収支報告書提出時点における利息の発生はいずれも認められなかった。

2 判断

愛知県では政務活動費の利息が生じていた場合において、支出額を差し引いた結果残余が発生したときには、利息相当分を合わせて返還するという運用がされてきたところ、令和7年度の政務活動費に係る利息が付いているにもかかわらず監査請求時点において収支報告書の収入として記載されていない対象議員等の存在は認められなかった。

したがって、知事が対象議員等に対し、利息相当額の返還請求権の行使を怠っている事実は存在していない。

第6 結論

以上述べたとおり、請求人の請求のうち、令和7年度の政務活動費に係る利息を収入として計上していない愛知県議会の会派及び議員に対して利息相当額の返還を求める部分（第1の3(1)）は、理由がないものと認められるので棄却し、政務活動費が振り込まれる口座について、利息が付く口座を利用し、専用口座とすることを規則等に定めて義務化することを求める部分（第1の3(2)）は、不適法な住民監査請求であるので却下する。